

施設長	園長	所長	記録者
玉田	川崎	村田	小糸

社会福祉法人駿河会 地域密着型サービス運営推進会議【藁科】

日時 令和5年 11月17日 13:30~14:00  
 会場 ラポーレ駿河相談室

出席者

施設長	玉田直文	地域代表	森朝世	こだま	小林由季
園長	川崎誠之	地域代表	田中博子	嘉響	加藤真子
所長	村田雄二	地域包括	稻葉紀和		

事務局

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。  
 では、早速ですが駿河会の地域密着型サービス運営推進会議を始めたいと思います。

はじめの挨拶

玉田施設長

本日はお越しいただきありがとうございます。  
 昨今、新型コロナウイルスへの対応は以前同様のものになってきておりますが、インフルエンザが流行っていたり、食中毒が多く出でていたりと、高齢者施設を取り巻く環境は変わってきています。その中でも上半期大きな事故等もなく無事に運営できています。各担当者からの報告を聞いていただき、何かお気づきの点があればご意見を頂ければと思います。

事務局

本日の議題は令和5年度上半期の実績報告等について、嘉響・こだま双方の担当者より報告させて頂きます。

まず初めに、近状についてご報告させていただきます。

●令和5年度より変更があった点について

- ・新型コロナウィルス5類感染症へ移行後の対応について
- ・アルコールチェック義務化について

●添付資料

※こだま・嘉響報告原稿

以上、通所事業所共通の近状についてご報告させて頂きました。

それでは、ここからは こだま、嘉響の順で、各担当者から報告させて頂きます。

こだま（小林） 添付書類参照

嘉響（加藤） 添付書類参照

事務局

以上、こだま、嘉響における令和5年度上半期実績の報告と地域の実情についてでした。各担当者は、もっとお話ししたい事があると思います。森さん、田中さん「こんなことを聞いてみたい」というような事はありますか？

田中委員

嘉響の報告を聞かせていただいて、小学生との交流の機会があったのはとても良い事だと思います。これからも取り組みを継続してくれたらうれしいです。また、こだまでは一人ひとりの利用者様、そのご家族と向き合って、介護についての相談や助言を行うなど、とても良い取り組みだと思いました。

森委員

子供の声は高齢者にとって活力になるものだと思います。私が住む小布杉では来年に小学校が廃校になることがきました。昔は高齢者と一緒に子供が住むことは当たり前でしたが、最近ではそういった家庭も減ってきてるので、地域の子供と高齢者が交流できる機会はとてもよい事だと思います。

事務局

中藁科小学校との交流について、晃の園の職員が実際に学校に赴き、福祉や高齢介護についての授業を行う取り組みが以前から継続されています。今回は子供たちが福祉施設を訪問する形となり、交流した利用者様たちからも喜びの声が聞かれていたので、とても良い体験になりました。

森委員

これからも地域とのかかわりを持った取り組みを続けていってください。

包括 稲葉氏

各地域において、子供が減り高齢者と交流する機会が減っている。福祉教育というと固く感じますが、子供と高齢者が交流する機会があるというのはそれだけで福祉を学ぶ良い機会になると思います。社会福祉法人だからこそ、地域に根差した関わり方が続けていけると良いと思います。

おわりの挨拶

川崎園長

今日は貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。

晃の園でも地域に向けては様々な取り組みをしています。羽鳥ではこどもたちが集まる場所づくりを行い、山間部ではボランティアさんの協力を頂いて移送支援を行うなど、地域に根差した取り組みを行っています。また、これからは買い物支援だけでなく、金融機関への移送支援等、困りごとに対する援助方法を検討しているので、これからも取り組みを続けていきたいと思います。今後ともご協力をお願いします。

事務局

皆さん、様々なご意見ありがとうございました。これで会議を終了とさせていただきます。次回開催時は準備ができ次第ご連絡差し上げるように致します。本日はありがとうございました。

## デイサービスセンターこだま令和5年度実績報告

地域密着推進会議

令和5年11月17日

### ★令和5年度活動について

こだまの利用者は、介護量が多い方が利用されているため、特養入所の希望者が多く利用されています。老々介護や介護者が仕事をしていると仕事と介護の両立が大変になり、自宅での生活が困難になってしまうようです。

近年、特養入居者の入れ替わりが早くなっていることもあります。利用期間が短くなっていると感じています。

このような状況を踏まえ、令和5年度は、『安心して在宅生活を送る事ができる様に支援する』という目標を立てました。利用者様の困りごとに対し、アドバイスを行い事により、自宅での生活が継続できる様にお手伝いができるべきだと考えました。また、アドバイスを行った事を記録に残す事により、新しい職員入ったときや、同じような悩みを持つ利用者がいた際には参考にすることもできます。

この活動は、4月から始まり、現在6件のアドバイスを行ってきました。

例えば、こだまでは、食事を摂取することができるが、自宅では食事量が少ない。自宅とこだまでは何が違うのか、本人や家族から聞きとりを行い、自宅でもできることがないか、こだまの職員間で話し合いました。そして、食事形態の変更や調理についてのアドバイスを行い、自宅での食事量も増えてきたとよい結果が出ました。

### ★上半期実績

	令和5年度(9月時点)	令和4年度(年間)
--	-------------	-----------

延べ利用者数	978名	1959名
1日平均利用者数	5.23名	6.36名
新規利用者数	7名	11名
終結者数	11名	15名

#### ・利用者の減少

新規利用者数は、前年度と同様数ですが、終結者数は、半年間で 11 名の終結者がいました。内訳としては、半数の 6 名は特養入所や入院となっています。利用期間も短く、一番短く 1 カ月、長くても 3 年の利用でした。ほとんどの方が、1 年未満での終結となっています。

こだまの現状としては、新規利用者より、終結者が上回っているため、利用者の増加に繋がりません。今年度は、新型コロナウイルス感染症も 5 類に移行になり、外部にも出やすくなりましたので、10 月に服織学区の事業所に伺い、直接こだまの魅力等を伝えてきました。6 年前までは認知症の方のみが利用できる認知症対応型通所介護で行っていた為、地域密着型通所介護変わっている事を知らなかつたケアマネもいました。まだ、利用に繋がった問い合わせはありませんが、知つてもらう良い機会にはなりました。

現在、認知症の進行だけでなく、精神疾患があり、自宅での生活が大変になった利用者も利用しています。認知症の知識だけでなく、精神疾患の知識も必要になつてきています。今後、幅広い利用者を受け入れるために、その時に必要な知識を身に着けて行けたらと思っています。

### ★地域に向けた活動

#### ・地域清掃

利用者と共に、こだま周辺の歩道や神社などの清掃を行つきましたが、今年は暑さが厳しく、屋外での活動ができませんでした。10 月に暑さも和らいだ為、再開した所です。

#### ・ごみ箱作り

利用者と職員が、広告や新聞を折り、特養に寄付しています。

地域清掃、ごみ箱作りは、利用者のやりがいにもなっています。

### ★その他

#### ・感染症対策として、換気、清掃を継続しています。

## 令和5年度 デイサービスセンター嘉響の活動報告

地域密着型運営推進会議

令和5年11月17日

### 1) 令和5年度の実績

- ・利用者の要介護認定は事業対象者から要介護3。
- ・年齢層は67歳から101歳。
- ・新規利用者は7名【事業対象者・要支援認定が4名、要介護認定が5名】。
- ・終結者は11名【理由：状態変化による入居、死亡等】

(令和4年度上半期：新規7名、終結7名)

新規利用者に関しては、前年度上半期と同じでありましたが、終結者に関しては前年度上半期の約1.5倍多くなり、内訳として介護施設への入居によるサービス終了者が7名と例年に比べて多くなりました。利用開始当初は要支援認定で利用がはじまった方が、転倒による骨折や加齢で身体機能が低下し、通所困難となり終了したケースが目立ちました。

また、今年度は初めての居宅介護支援事業所2件から利用者を紹介頂いており、ケアマネジャーのもとを訪問した際に、広報誌を活用して活動の様子をお伝えし、細かな情報交換を意識して行うことができました。

### 2) 2023年 品質目標

嘉響「対応力を高めて、満足してもらえる嘉響を目指す」

- ① 昨年の9月、台風15号の影響で嘉響は床上浸水となり、営業中止を余儀なくされました。停電や浸水、道路の崩壊など身をもって災害の怖さを経験し、その経験をもとに被災した際にも最低限のサービスを提供し続ける事、営業が中止しても最短で事業再開をすることができるよう、災害への対応力強化として自然災害BCP（事業継続計画）の作成に取り組んでいます。
- ② 昨年の体験利用者から「もっと趣味活動をたくさんやりたい」とのご意見を頂き、体験利用者のやりたい事が嘉響で実現できるような対応力を高めていくため、体験利用のお話をいただいた時は事前に利用目的や活動目的を職員間で共有し、毎回体験利用者受け入れ後に振り返りを実施することで嘉響の強みや弱みを把握できるように取り組んでいます。

### 3) 地域との関わり

10月、11月には中藁科小学校3.4年生の生徒が訪問し、小学生の総合的な学習の時間で高齢者との交流会を開催しました。普段利用者がやっている頭の体操や体の体操を子供たちと一緒に行ったり、子供たちが考えた自己紹介クイズや風船バレーを行い、利用者からは「楽しかったよ。元気と幸せをもらった。また来てくれるといいな」「他の子とも関わってみたい」と、子供たちが引き出した利用者の笑顔ややる気がとても印象的でした。

# 事業所の飲酒運転根絶 取組強化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます



社用車を運転するのは、  
アルコール検知器で  
 チェックしてからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年  
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

令和5年  
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も チェックしますからね!



# 自動車を使用する事業所は 安全運転管理者の選任が必須 です!

安全運転管理者の

## 選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。  
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の  
自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

\*自動二輪車(原動機付自転車を除く)  
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

## 業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転手・運転手  
交替運転者の配置



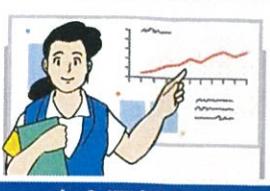
異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

## 届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただか警察署へお問い合わせください。



令和5年  
12月より

安全運転管理者による  
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が  
**「義務化」されます。**

令和4年  
4月1日施行

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、  
運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、  
**記録を1年間保存**すること



令和5年  
12月1日施行

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、  
アルコール検知器\*を用いて行うこと**  
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- アルコール検知器を 常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、  
都道府県警察のホームページをご覧いただか警察署へお問い合わせください。